

副本

平成 21 年（行ウ）第 49 号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止
請求事件

原 告 小林 收 外 91 名

被 告 愛知県知事 神田真秋 外 1 名

被告ら準備書面 5

平成 22 年 6 月 2 日

名古屋地方裁判所民事第 9 部 A 2 係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 佐治良三

同 後藤武夫

同訴訟復代理人弁護士 常川尚嗣



本準備書面においては、原告らの平成 22 年 4 月 8 日付け求釈明書について回答を行う。なお、特に断りのない限り、従前使用したのと同一の略称を使用する。

1 求釈明（1）について

本件河川整備基本方針が、河川法第 16 条第 3 項の規定に基づき、社会资本整備審議会の意見を聽いたうえで策定されたことは、既に「被告ら準備書面 2」において主張したとおりであるが、被告らは、そのような手続の履践の事実のみをもって、本件河川整備基本方針が「所要の手続を適正に経て」策定されたと述べているのではない。

すなわち、被告らが「被告ら準備書面 2」（22 頁 21 行目以下）において、「・・・本件河川整備基本方針は、所要の手続を適正に経

て策定されたものである。」と主張した趣旨は、本件河川整備基本方針の策定にあたって、河川について専門的知見を有する学識経験者によって構成された、全国で一つの中央組織である社会資本整備審議会（河川整備基本方針検討小委員会及び河川分科会）における調査審議を経ることにより、内容の客観性及び公正性が確保されているということを意図したものである。

2 求釈明（2）について

原告らが、何をもって「適正な調査審議手続」がなされたとするものであるのか不明であるため、釈明の限りではない。

なお、被告らが「被告ら準備書面2」において「・・・本件河川整備基本方針は、所要の手続を適正に経て策定されたものである。」と主張した趣旨が、本件河川整備基本方針の策定にあたって、社会資本整備審議会（河川整備基本方針検討小委員会及び河川分科会）における調査審議を経ることにより、内容の客観性及び公正性が確保されているということを意図したものであることは、上記1で述べたとおりである。

3 求釈明（3）について

上記2で述べたとおり、求釈明（2）の内容が不明であるため、求釈明（3）についても釈明の限りではない。

なお、河川整備基本方針検討小委員会での検討資料を乙第46号証及び乙第48号証として提出済である。

以上